

油日学区協働事業（防犯カメラ設置）補助金交付要綱

（目的）

第1条 油日学区内の共通課題解決のために、区が協働で実施する事業（防犯カメラ設置）に対し、予算の範囲内で交付する油日学区協働事業（防犯カメラ設置）補助金（以下「補助金」という。）の交付手続のほか、必要な事項を定めるものである。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、油日学区内において防犯カメラ設置事業を実施している区とする。

2 対象は区の事業であって、個人は対象としない。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請年度内の補助対象事業に係る経費（当該事業の対象期間内に費用が発生し、当該期間内に支払が完了するものに限る。）とする。ただし、次の経費は除く。

- (1) 報酬、給料、手当等
- (2) 防犯カメラの電気代等維持に係る経費
- (3) 事業と直接関係のない物品の購入費
- (4) 他から受けた、もしくは受ける予定のある負担金、補助金及び交付金
(これらを除く経費部分で条件を満たすものは対象とできる)
- (5) 自治振興交付金の使途として適切でない等、油日自治振興会会長が適切でないと認める経費。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以下の額とし、区内の他の油日学区協働事業補助金との総額で、区毎に設定された総額予算を越えない額とする。

（交付手続）

第5条 補助金の交付手続きは、当該区の区長（以下「区長」という。）が実施するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする区長は、油日学区協働事業補助金交付申請書（様式第1号）を、油日自治振興会会长（以下「会長」という。）が別に定める日までに会長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、補助金を交付することとしたときは、その旨を学区協働事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により区長に通知するものとする。ただし、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）と同一の補助対象事業に係る補助金の交付決定は、同一の会計年度においては1回限りとする。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた区長は、補助事業の内容を変更、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ学区協働事業補助金事業計画変更申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 会長は、申請内容を審査した結果、既に決定した補助金の内容を変更すべきと認めたときは、学区協働事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、区長に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 区長は、補助事業が完了したときは、学区協働事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、当該事業の完了の日から起算して1か月以内又は3月10日のいずれか早い日までに会長に提出するものとする。

- (1) 支払関係書類（領収証写し等）
- (2) 活動写真
- (3) その他会長が必要と認める書類

2. 会長は、必要あるときは、事業期間の途中においても事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

(補助金の確定通知)

第10条 会長は、実績報告書の提出があったときは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査

し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、学区協働事業補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 区長は、補助金の額の確定通知を受けたときは、学区協働事業補助金交付請求書（様式第7号）を自治振興会に提出するものとする。

2 会長は、交付請求があったときは、内容を審査の上、当該請求に係る補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 会長は、補助金の交付決定を取り消したときは、学区協働事業補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第8号）により区長に通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。